

居宅療養管理指導に関する運営規定

1. 目的

要介護状態または要支援状態にある方に適切で質の高い医療を提供することを目的としています。

2. 運営方針

・利用者が居宅で自立した生活を営むことができるように、その居宅を訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行います。

・サービスの提供にあたって、居宅介護支援事業者や医療・福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

3. 事業内容

- ・患者さまの状態に合わせた調剤の工夫
 - ・居宅への配送
 - ・服薬しやすい環境づくり
 - ・医師や介護事業者への情報提供
 - ・医師へ処方提案
 - ・居宅における薬剤の管理
 - ・服薬状況や残薬などの確認
- * その他相談に応じて行います。

4. 担当薬剤師

石橋侑季

5. ご利用可能時間

原則は開局時間と同じです。緊急時は時間外の対応もします。

6. 利用料

- ・単一建物利用者 1人 518単位／回
- 2～9人 379単位／回
- 10人以上 342単位／回
- ・情報通信機器を用いた場合 46単位／回

* 場合により追加の費用がかかることもあります。（厚生労働大臣が定めた介護報酬の通り。）

7. 苦情発生時の対応

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速かつ適切に対応できるよう、必要な措置を講じます。

8. その他運営に関する重要事項

- ・健康保険法や介護保険法等を遵守し業務を行います。